

## CSR推進基盤

コーポレート・ガバナンス	34
リスクマネジメント	35
コンプライアンス	36

## コーポレート・ガバナンス

野村不動産グループでは、ステークホルダーからの信頼を得るためには、健全性・透明性の高い経営を実践していくこと、および野村不動産ホールディングスがグループ会社の事業活動の管理・監督を適切に行うことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの体制構築に取り組んでいます。

### コーポレート・ガバナンス体制

野村不動産ホールディングスでは、取締役会、監査役会、グループ経営会議などを設置し、グループ経営を行っています。

#### 取締役会

取締役会は、取締役5名で構成され、経営上の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しています。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べています。

#### 監査役会

監査役会は、監査役5名(うち、社外

監査役3名)で構成され、監査方針、業務の分担などの策定を行うとともに監査事項についての協議を行っています。なお、監査役専属のスタッフを配属するなどの施策を通じて、監査実務の実効性を高めています。

#### グループ経営会議

グループ経営会議は、野村不動産ホールディングス取締役と主要なグループ会社の社長などで構成され、グループ経営を推進するための意思統一を図り、各事業会社の予算進捗や業務執行状況を確認しています。

### 内部統制の整備

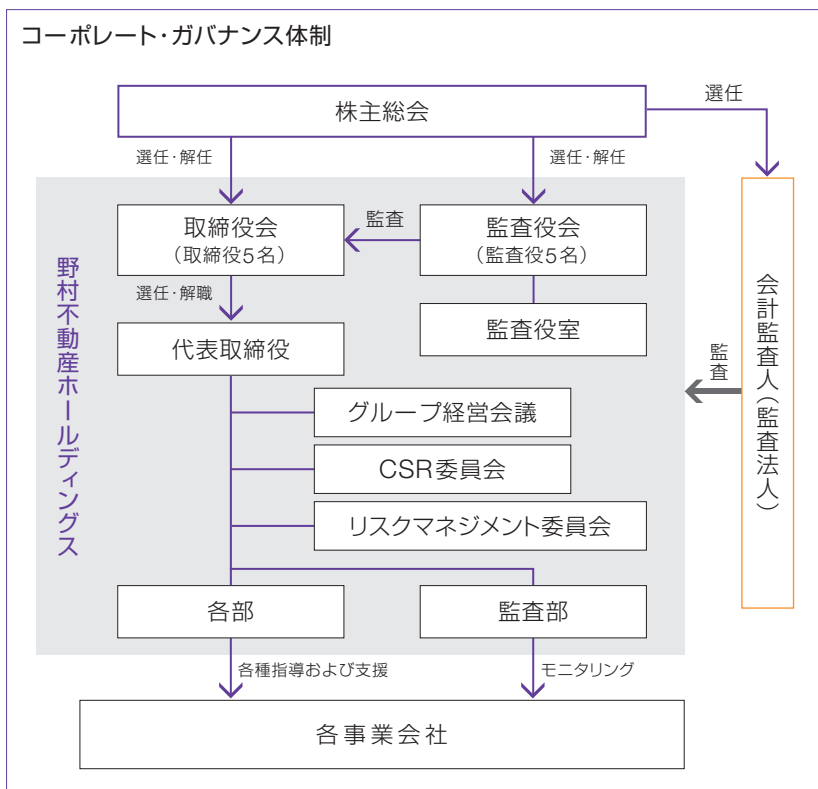
野村不動産ホールディングスでは監査部を設置し、グループ全体の内部監査機能の統括、モニタリング、評価を行っています。監査部では、グループ各社の内部監査結果報告に基づき、グループ各社の内部統制の評価を行い、各社業務の適正性の確認や業務遂行上の課題などを取締役会に報告しています。また、グループ各社の内部監査部門を通じ、必要に応じた業務改善の指導・支援を行っています。

グループ各社では、一部の小規模な会社を除き、社長直轄の内部監査部門を設置し、組織上の独立性を高め、効果的・効率的な内部監査に努めており、その内部監査結果および改善状況を各社の取締役会などに報告しています。

さらに、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」対応として、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を行い、2012年3月末時点において「グループの財務報告に係る内部統制は、有効」と評価した内部統制報告書を提出しています。

### グループIT戦略推進室、グループ人事部、グループ総務部を新設

野村不動産ホールディングスグループは、グループ経営強化を目的として、2012年5月、グループIT戦略推進室、グループ人事部およびグループ総務部を新設しました。



## リスクマネジメント

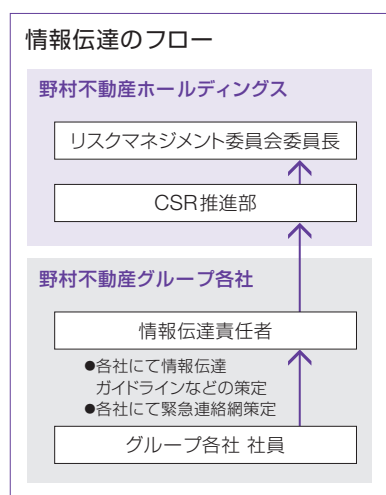
野村不動産グループでは、リスクの適切な管理を行い、経営の健全性を確保することが事業活動の基盤であると考え、リスクマネジメントの推進に取り組んでいます。事業の継続および安定的発展を確保するため、グループのリスク管理体制を整備し、リスクを適切にコントロールできるよう努めています。

### 「リスク管理規程」の制定

野村不動産グループは、リスクに対して的確に対応し、経営の健全性を確保することが企業の基盤であると考え、リスク管理の基本事項として「リスク管理規程」を定めています。リスクマネジメントの前提としてリスクの把握が重要であり、定期的なモニタリングのみならず、予期せぬ発生事実のすみやかな経営陣への状況報告など適時適切な情報伝達ルールを確立しています。

### 「リスク管理規程」概要

- グループとして管理すべきリスク
- 「リスクマネジメント委員会」の設置
- 発生事実の情報伝達体制
- 緊急対応



### 「リスクマネジメント委員会」の設置

「リスク管理規程」の定めに基づき、グループ各社の総務部門担当役員などから構成する「リスクマネジメント委員会」を野村不動産ホールディングスに

設置し、リスクマネジメントを推進しています。同委員会は、原則月1回開催し、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策について協議し、その審議内容を定期的に取締役会に報告しています。

また、同委員会はグループ各社に対して必要な指導・助言・支援を行っており、その一例として、法令遵守状況の定期的点検を行っています。宅地建物取引業法、金融商品取引法などの横断的に各社にかかわる法令について、遵守状況などを点検し是正すべき問題点を指摘することで、法令遵守を推進しています。

さらに、グループ各社においても独自にリスクマネジメントに関する会議体を設置するなど、業務内容に応じた適切なリスクの管理に努めています。

### 情報セキュリティ管理体制

野村不動産グループでは、「リスクマネジメント委員会」委員長を情報セキュリティ最高責任者とし、「リスクマネジメント委員会」において、情報の取り扱い・管理に関する審議や意思統一を図っています。

グループ各社では、業務上の必要性から各事業において多くの個人情報を取り扱いますが、これらの個人情報について取り扱い方法、管理責任者の任命などに関する「情報セキュリティ規程」、「個人情報取扱規則」などの内部ルールを定め、社員の教育・啓発を行

い、個人情報保護法ほか関係諸法令の遵守と適正な取り扱いに努めています。

毎年7月には「リスクマネジメント委員会」の指示のもと、「情報セキュリティの強化」をテーマとしたキャンペーンを実施し、グループ各社において情報取扱ルール、システムの運用ルールなどを再確認しています。

### 緊急時の対策

野村不動産グループ各社では、災害発生や停電などに備え、その予防、発生時の応急措置などに関し役職員の行動の基準、管理物件設備の対処手順などを策定しています。

野村ビルマネジメントでは、広域災害緊急要員として管理職が交代で年間365日、本社近くのホテルに宿泊するなどし、夜間・休日でも緊急時対応にあたるよう本部要員を確保しています。

またグループ全体の取り組みとして、災害発生時の役職員の被災状況と安全を迅速に把握するため、野村不動産ホールディングスとグループ各社の総務部門が連携し、毎年1月17日に、グループ全役職員を対象に、インターネット・携帯電話などを通じた安否確認訓練と緊急時情報伝達訓練を実施しています。

### BCPの策定

野村不動産と野村リビングサポートでは、首都直下地震を想定した事業継続計画(BCP)を策定し、緊急時の指揮命令系統、事業継続のための任務分担などを定め、災害の影響を最小限にすべく体制整備を進めています。

## コンプライアンス

野村不動産グループは、法令・ルールへの遵守はもちろんのこと、社員一人ひとりが高い倫理観を持って行動することが、社会的責任に応えることと考えています。コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、「野村不動産グループ倫理規程」を指針として掲げ、グループ全役職員が遵守すべき基本的な規範を定めています。

### 「野村不動産グループ倫理規程」の制定

野村不動産グループでは、コンプライアンス体制を強化することを目的として、2012年5月に「野村不動産グループ倫理規程(以下、「倫理規程」)」を制定しました。

社会的要請の多様化や厳格化を踏まえ、これまでの「野村不動産グループ行動規範」の見直しを行い、グループ共通の規程として制定しました。「倫理規程」では、取引先から接待・贈答を受けた際の対応や内部統制構築に関する事項なども盛り込んでいます。

### コンプライアンス推進体制

野村不動産グループでは、野村不動

産ホールディングスに「リスクマネジメント委員会」および「CSR推進部」を設置し、コンプライアンス体制の構築と整備を行っています。また、グループ各社において「コンプライアンス統括責任者」および「コンプライアンスリーダー」を選任し、グループ会社への浸透に努めています。

### コンプライアンスプログラム

野村不動産ホールディングスでは、「コンプライアンスプログラム」を策定し、年間を通して研修を行っています。

「コンプライアンスアワー」は、インターネットを通じてグループ各社の役職員に毎月配信されるプログラムで、コンプライアンスに対する意識向上につながっています。

ク)および、社外相談窓口として「セクハラ・パワハラほっとライン」を設置し、相談への適切な対応を行っています。

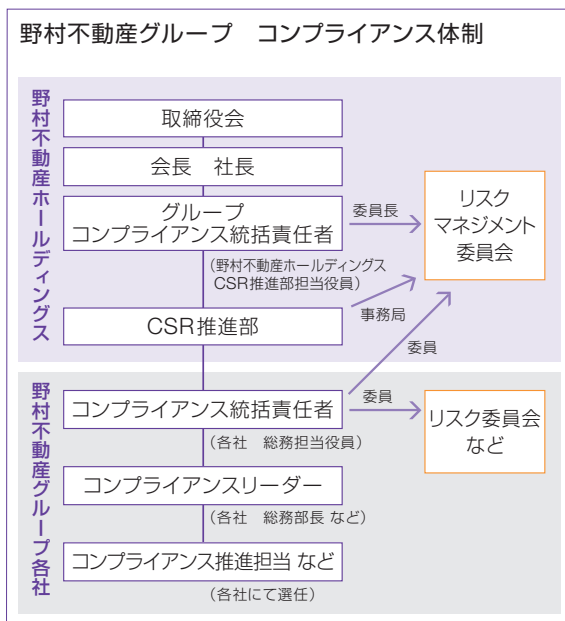
### リスクホットライン

野村不動産グループでは、社員の内部通報窓口として「野村不動産グループ・リスクホットライン」を設置しています。社内役員と外部弁護士との2つの窓口を用意しており、コンプライアンス上の問題があるにもかかわらず職場での解決が図られない場合などに、社員は、任意の窓口に通報することができます。

### 反社会的勢力への対応

野村不動産グループでは、「倫理規程」において、「反社会的勢力や団体との一切の取引を行わない」ことを定め、反社会的勢力との関係を全て遮断することを基本方針としています。

この基本方針に則り、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、社内体制としては組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置しています。また弁護士や警察など外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための対応に取り組んでいます。



### 人権の尊重

野村不動産グループでは、「倫理規程」において、「お客様、取引先、役職員はじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重して行動するものとする」ことを規定しています。

具体的な施策としては、人権問題の相談窓口である「野村不動産グループ人権啓発デス